

習志野市教育委員会会議録
(平成31年第4回定例会)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|-------|--------|-------|--------|---------|------|-------|------------|---------|------------|---------|----------|-------|-----------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------|-------------|---------|-----------|---------|
| 1 期 日 | 平成31年4月24日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時42分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 出席委員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">教 育 長</td> <td style="width: 50%;">小 熊 隆</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>梓 澤 キヨ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>赤 澤 智津子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>高 橋 浩 之</td> </tr> </table> | 教 育 長 | 小 熊 隆 | 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | 委 員 | 赤 澤 智津子 | 委 員 | 高 橋 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 小 熊 隆 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 梓 澤 キヨ子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 赤 澤 智津子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 高 橋 浩 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 出席職員 | <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td style="width: 50%;">櫻 井 健 之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部長</td> <td>齊 藤 勝 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部参事</td> <td>小 澤 由 香</td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部技監</td> <td>遠 藤 良 宣</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>天 田 正 弘</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部次長</td> <td>村 山 典 久</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>小 平 修</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>府 馬 一 雄</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副参事</td> <td>佐々木 博 文</td> </tr> <tr> <td>学校教育部副技監</td> <td>江 口 浩 雄</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部副参事</td> <td>吉 岡 治</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>中 野 充</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>本 間 千佳子</td> </tr> <tr> <td>指導課長</td> <td>蓮 一 臣</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>大河内 俊 彦</td> </tr> <tr> <td>総合教育センター所長</td> <td>笹 生 康 世</td> </tr> <tr> <td>生涯スポーツ課長</td> <td>三 橋 智</td> </tr> <tr> <td>青少年センター所長</td> <td>渡 辺 雅 和</td> </tr> <tr> <td>菊田公民館長</td> <td>長 島 裕 子</td> </tr> <tr> <td>大久保公民館長</td> <td>河 栗 太 一</td> </tr> <tr> <td>大久保図書館長</td> <td>岡 野 重 吾</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>利根川 賢</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>村 山 貴 弘</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>齊 藤 洋 介</td> </tr> <tr> <td>学校教育部主幹</td> <td>青 野 孝 幸</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>藤 原 友 哉</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部主幹</td> <td>中 村 裕 美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部・生涯学習部主幹</td> <td>早 川 誠 貴</td> </tr> <tr> <td>学校教育課主任管理主事</td> <td>野 村 健 一</td> </tr> <tr> <td>指導課主任指導主事</td> <td>杉 山 健 一</td> </tr> </table> | 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | 学校教育部副参事 | 小 平 修 | 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | 教育総務課長 | 中 野 充 | 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | 指導課長 | 蓮 一 臣 | 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | 菊田公民館長 | 長 島 裕 子 | 大久保公民館長 | 河 栗 太 一 | 大久保図書館長 | 岡 野 重 吾 | 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | 学校教育部・生涯学習部主幹 | 早 川 誠 貴 | 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 |
| 学校教育部長 | 櫻 井 健 之 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部長 | 齊 藤 勝 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部参事 | 小 澤 由 香 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部・生涯学習部技監 | 遠 藤 良 宣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 | 天 田 正 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部次長 | 村 山 典 久 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 小 平 修 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 府 馬 一 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副参事 | 佐々木 博 文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部副技監 | 江 口 浩 雄 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部副参事 | 吉 岡 治 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 中 野 充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課長 | 本 間 千佳子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課長 | 蓮 一 臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食センター所長 | 大河内 俊 彦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合教育センター所長 | 笹 生 康 世 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯スポーツ課長 | 三 橋 智 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青少年センター所長 | 渡 辺 雅 和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 菊田公民館長 | 長 島 裕 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大久保公民館長 | 河 栗 太 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大久保図書館長 | 岡 野 重 吾 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 利根川 賢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 村 山 貴 弘 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 齊 藤 洋 介 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部主幹 | 青 野 孝 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 藤 原 友 哉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 裕 美 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部・生涯学習部主幹 | 早 川 誠 貴 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育課主任管理主事 | 野 村 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導課主任指導主事 | 杉 山 健 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成31年習志野市議会第1回定例会一般質問等について
- (2) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- (3) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
- (4) 第5回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会及び提言書について
- (5) 谷津南小学校バス通学及び谷津小学校全面改築(建替え)工事の現状について
- (6) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)
- (7) 秋津小学校学校運営協議会委員の任免について
- (8) 平成30年度習志野市学力調査結果概要について
- (9) 習志野市立小学校及び中学校教職員の所有する自家用自動車の緊急使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

第3 議決事項

- 議案第18号 平成31(2019)年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
- 議案第19号 平成31(2019)年度教育費予算案(6月補正)について
- 議案第20号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 習志野市有害図書規制に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第22号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
- 議案第23号 指定管理者の指定について(習志野市生涯学習複合施設)
- 議案第24号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第25号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第26号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長が

平成31年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

小熊教育長

「習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(6)及び報告事項(7)並びに議案第18号ないし議案第21号、議案第23号、議案第24号及び議案第26号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

小熊教育長が

非公開部分の会議録について、議案第19号、議案第21号、議案第23号及び議案第26号は、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

平成31年第1回臨時会及び第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成31年習志野市議会第1回定例会一般質問等について (教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(1)「平成31年習志野市議会第1回定例会一般質問等について」、説明する。

教育委員会に関する一般質問は、13名の議員から21件の質問があった。教育委員会に関わる議案として、習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、学校給食センターの建替えに伴う、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件があった。また、図書館が購入する図書及び新聞に対する陳情等、3件の陳情があった。

教育委員会に関連する一般質問についての総括をすると、学校教育部に关わる質問としては、通告番号2番中央重則議員から教員の勤務実態に係るもの、通告番号8番清水晴一議員他3名から学校施設再生計画に係るもの、同じく清水晴一議員他1名から特別支援教育に係るもの、通告番号10番谷岡隆議員から運動部活動ガイドラインに係るものなどについての質問があった。

生涯学習部に関わる質問としては、通告番号3番宮内一夫議員から郷土資料館に係ること、通告番号5番布施孝一議員から子どもの読書活動に係るもの、通告番号6番相原和幸議員他2名から大久保地区公共施設再生事業に係るものなどについての質問があった。

質問の概要について、本日は、特別支援教育について、大久保地区公共施設再生事業についての2点を説明する。

はじめに、特別支援教育についての質問は、通告番号8番清水晴一議員及び通告番号10番谷岡隆議員からあった。清水議員からは特別支援学校における中学部・高等部の設置について質問・要望があった。教育委員会の答弁としては、中学部・高等部については保護者からの設置要望が多く、本市においても設置が必要であると認識していること、また、このことについて県教育委員会と協議を進めていくといった旨を答弁した。

続いて、谷岡議員からは特別支援学級・通級指導教室整備計画の進捗状況について質問・

要望があった。教育委員会の答弁としては、本年4月に新たに6校の小中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級又は通級指導教室を開設するとしており、現在、学校の施設・設備及び備品等の準備を進めている旨を答弁した。なお、この4月に特別支援学級の開設はなされており、これにより市内全小中学校に特別支援学級が開設されている状況になっている。

続いて、大久保地区公共施設再生事業については、通告番号6番相原和幸議員、通告番号8番清水晴一議員、通告番号9番藤崎ちさこ議員より質問があった。主に、習志野市生涯学習複合施設の運営体制や、各施設におけるイベント等の具体的な取り組みについて、質問、要望がなされた。

相原議員の質問、答弁を取り上げると、教育委員会としては、文教住宅都市憲章のもと社会教育の充実にこれまでも努めているが、持続可能な施設の整備など、時代の変化への対応も必要であること、また、その中において生涯学習の拠点として新たに誕生するのが習志野市生涯学習複合施設であること、運営については民間事業者と教育委員会で役割を分担し、連携していくこととし、教育委員会としては公民館の講座や図書館のレファレンスなど教育機関の根幹の部分の充実させていくこととしている。

また、施設の利用については、現在利用している方々に引き続き利用いただけるようにするとともに、複合施設の利点を活かしたイベント等を企画実施し、新たな市民参加と多世代交流を促進していく旨を答弁した。基本的には他の議員に対しても同様の答弁をしている、と概要を説明。

赤澤委員

大久保地区の公共施設再生事業は重要な案件であると思うが、これから稼働するにあたり、先ほどもともと施設を利用していた方が引き続き使えるようにすると説明があったが、利用料金について、利用料金を極力低く抑えてきた反面、旧来の約1.5倍の料金がかかるということで、利用者からすると1.5倍の料金がかかってくるように見えてしまうという問題があると思うが、実際は本来であれば利用料金をもっとかかるところを安くしているという事実があると思う。そのあたりを理解いただくような方策は考えているのか聞かせてほしい、と質問

早川学校教育部・生涯学習部主幹

大久保地区の公共施設使用料について、施設は利用者の使用料で全ての経費が賄えているものではなく、不足分については施設を利用していない人も含めた市民の税金で負担をしている。施設利用者の受益者負担と、市民の税金の負担などの数字の見せ方を具体的にすることにより、料金に対する実感をもっていただくことが今後理解を得る上で必要だと考えている、と回答

梓澤委員

清水晴一議員からの特別支援教育の質問について、県立特別支援学校の設置は県費であるのでこのような答弁になるというのは理解できる。私たち教育委員会も地元のことなのでしっかりと考えていかなくてはいけないと思う。設置要望があるとのことだが、具体的にはどのような団体や保護者から要望が来ているのか。また、実際に設置をしたら、今、小学部がある袖ヶ浦東小学校になろうかと考えているがいかがか、と質問

蓮指導課長

保護者等の団体については、今現在、県立八千代特別支援学校に通っている中学部・高等

部の生徒の保護者が多いと聞いている。袖ヶ浦東小学校への設置の検討についてだが、施設上、小学部だけで手いっぱいな状況であるため、候補地について検討している、と回答

梓澤委員

袖ヶ浦地区については、袖ヶ浦西小学校と袖ヶ浦東小学校が合併するというような噂もあるが、もし袖ヶ浦東小学校に設置するとなればそれと併せて説明が必要になってくると思う。また、県教育委員会との協議はもちろんだが、早い時点から地元との十分な協議もしてほしい、と要望

利根川学校教育部主幹

仮の話になるが、もし袖ヶ浦東小学校などの学校施設に誘致して中学部・高等部を開設するという計画になった場合には、県教育委員会に早い段階から説明等を行っていく。しかし、先ほど説明があったとおり、どれくらいの生徒がくるのか、どれくらいの施設が必要になるのか等については、県立八千代特別支援学校や、将来通うであろう県立習志野特別支援学校の小学部に通っている児童の人数等を見極めながら現在検討を進めている。そのあたりも固まり次第報告する、と回答

中野教育総務課長

1点、訂正させていただきたい。先ほど、この4月に特別支援学級を全小中学校に開設したと説明したところだが、鷺沼小学校はスペースの関係上、通級指導教室という形で開設をしている。訂正してお詫び申し上げます、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(2)「習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。

平成31年4月1日より「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例」に基づく事務の執行を社会教育課の事務分掌とすることに伴い、平成31年3月29日付けで一部改正を行った。

新旧対照表に記載のとおり、社会教育課長の専決事項に「習志野市生涯学習複合施設の管理及び運営に関すること」を加えた。併せて、生涯スポーツ課長の専決事項から、習志野市生涯複合施設に含まれるスポーツ施設である、中央公園体育館、中央公園テニスコート及び中央公園パークゴルフ場を除いた。

なお、施行日は平成31年4月1日としている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
(教育総務課)

中野教育総務課長

報告事項(3)「習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。

平成31年1月1日より導入された「文書管理システム」による電子文書の整理、保管等の事務処理について新たに規定するため、「習志野市文書管理規程の一部を改正する訓令」が平成31年3月29日付けで公布された。

この改正内容を踏まえ、同日付けで「習志野市教育委員会文書管理規程」を一部改正したものである。なお、施行日は平成31年4月1日としている。

改正箇所が多くあるので、主な事例を挙げて内容を説明する。第32条では、紙文書の整理のみを示していた「編冊」を、「整理」に置き換え、文書管理システム内での電子文書の整理について新たに定めた。次に、第34条、文書の保管については、従来の紙文書のロッカー及びキャビネット等の紙文書での保管に加え、文書管理システム内での電子文書の保管について新たに定めた。

ただし、小中高等学校及び一部の教育機関においては、文書管理システムを運用できる環境整備が整っていないことから、同システムでの事務処理及び電子文書の取扱いを原則としながら、従来の紙での文書の取扱いを可能とする内容となっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 第5回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会及び提言書について
(教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(4)「第5回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会及び提言書について」、説明する。

第5回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会が3月15日に開催され、提言書の提出がされたことから、教育委員会会議で報告をするものである。

学校施設再生計画については、平成26年度から6年間で第1期計画として策定している。現在、この計画に基づき学校施設の改築や老朽化対策工事、トイレ改修工事等に取り組んでおり、今年度が最終年度となっている。このことから、来年度以降の計画を策定するため、昨年度より学識経験者4名、学校関係者1名、地域の代表者1名、保護者代表2名、公募委員2名の合計10名の委員で第2期の計画策定にあたり特に考慮すべき事項、進め方等について検討し、提言書の提出を受けている。

現在、この提言書をもとに学校施設再生計画(第2期計画)策定に向けた取り組みを進めている。今後、教育委員会会議においても協議・議決をいただき、来年度以降の計画として決定していきたいと考えている。

配布している資料をもとに第5回学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会での意見等について説明する。

第5回の習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会の主な意見としては、資

料1ページ2.(1)の3番に計画の進行管理について、「今後、教育の方向性や環境変化が大きなレベルで起きた時や小中学校の適正化の検討があった場合など、計画の見直しをすることについて、明記すべきである」という意見、また、2ページの8番では「第1期計画で先送りしてきたものが、積み上がっている状況で、第2期はより厳しい状況になる。予算の範囲内で収まる第2期計画が作れるか、その中でどのように優先順位を付けていくか議論しなければいけない」といった意見があった。これら、第5回の検討専門委員会が出された意見等も踏まえ、提言書が取りまとめられている。

次に、提言書の概要について説明する。学校施設再生計画は学校施設の整備計画であるが、単に今までの学校施設を建設当時の状態に戻すだけではなく、時代の変化に対応した教育水準等を満たした施設を展開していく必要がある。その他、地域の拠点・防災の拠点の観点、また、習志野市全体の財政状況にも考慮したうえで計画を立案する必要がある。学校施設再生計画は「習志野市教育基本計画」のもと、施設の計画として位置付けている。また、市で策定している「習志野市公共施設再生計画」と連携した計画とすることで計画の実現性を担保しようとするものである。

第2期の学校施設再生計画の策定に向けては、昨年度5回の検討専門委員会でも角的な視点から議論をしていただき、提言書の提出がなされた。現在、計画の策定に向け作業を進めている。教育委員会においても検討を行い、2020年度以降の計画を策定していく。

提言書の前段として、習志野市の教育の目指す姿としては教育基本計画にあるとおり、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とし、学校整備の基本方針としては「安全で潤いのある学校環境整備」としている。この基本方針に基づき、目指す学校施設として5点挙げている。1点目は柔軟性に富んだ施設、2点目はゆとりと潤いのある施設、3点目は環境に配慮した施設、4点目は安全・安心で質の高い教育環境、5点目は地域との交流・連携施設となっている。

次に本市の学校施設の状況と課題についてだが、まず、公共施設に占める学校施設の割合としては、延床面積での割合が、約56%となっており、内訳は小学校が約32%、中学校が約18%、高等学校が約6%となる。現在、公共施設の多くを占める学校施設であるが、築40年以上の建物が51%、築50年以上が15%となっており、老朽化が進んでいることが伺える。

これらの施設を改修するには多くの費用がかかる。今まで同様に改築中心の考え方で、改築時期を築50年、大規模改修の時期を20年ごと、また、改築単価を45万円と条件を設定して試算をした中では、過去6年間の施設関連経費の1.8倍の費用が必要になる結果となった。この結果を受け、国が示している築40年の長寿命化改修を築50年とし、そこで機能回復及び機能向上工事を行い、30年後の築80年に改築とすること、また、改築する施設については20年ごとに大規模改修工事を行い、耐用年数の80年まで使用していくことで費用の削減を図ることができる。さらに、改築の時期については、耐用年数を60年として長寿命化改修を行い、20年後の築80年で改築を行い、また、建設単価についても10%削減を図るといった試算条件を新たに設定した。ただ、そのような中でも過去の施設関連経費の1.6倍の費用が必要となり、このような試算結果のもと、委員から提言をいただいている。

次に、計画期間だが、市の基本構想・基本計画、また、教育委員会における基本計画等に合わせ、第2期については2020年から2025年とし、様々な提言をいただいた。

提言の内容については、大きく4点いただいている。1点目の「習志野市の教育の目指す姿を実現するための学校施設の整備について」では、(1)柔軟性に富んだ学校施設の整備においては、教育環境の変化にも対応できるよう、柔軟性に富んだ施設計画とすることが重要であるということ、(2)環境に配慮した学校施設、ゆとりと潤いのある学校施設の整備については、快適な

学習環境としてのエアコン設備の早期対応や、低炭素化など環境への配慮の取り組みも重要であるといった提言をいただいている。また、(3)安全・安心で質の高い教育環境を実現する学校施設の整備においては、防犯上の観点から教職員が訪問者をチェックできる来訪者動線とすることが必要であるということ、(4)地域との交流・連携に配慮した学校施設の整備では、複合化等により、地域に必要な公共サービスを担うための施設の機能を取り組むことで、地域を支えるコミュニティの核としての役割を高めていくことが重要であるといった提言をいただいた。

2点目の「習志野市における地域での役割からみた学校施設の整備について」の提言では、(1)学校施設の適正規模・適正配置に関することで、学校施設という視点だけではなく、地域の歴史・特色を念頭に置きつつ、常に地域コミュニティのあり方を考え、地域を支える施設全体として考えることが重要であるということ、また、一方で少人数による教育の課題が挙げられる中、教育環境の均一化の観点から小規模校を統廃合し、一定規模を確保した方が良いという考え方もあるが、本市の教育の質を高める戦略をどのように考えるかという方向性を導き出すことが重要であるといった意見を提言としていただいている。また、(2)地域と連携し、地域コミュニティの拠点となる学校施設の検討に関することでは、地域拠点の役割として教育委員会としての考え方を地域とともに検討し確立することが必要であることや、災害時は体育館等が避難所となることから、避難所機能を高めることが必要であるといった提言をいただいている。(3)学校施設の複合化・多機能化・共用化に向けた検討に関することでは、習志野ならではの地域コミュニティと学校との関わり合いの融合を検討していくことが必要であること、(4)小中一貫教育等の検討に関することでは、市としての小中一貫教育の方向性について検討することが必要であるといった提言をいただいた。

3点目は、「習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の策定に際しての留意事項について」で、(1)「今後の維持・更新コストの試算」に基づく中長期的な計画の策定については、建設単価の精査を行い、トータルコスト削減を図る必要があるといったこと、(2)第1期計画の実施段階における課題を踏まえた計画策定について、第1期計画で未実施の部分については第2期計画で優先的に実施する事業として位置付ける必要があるといった提言をいただいた。(3)学校施設整備水準の検討に関することでは、学校施設整備水準の検討と、適時適切な見直しが必要であること、(4)余裕教室の有効活用に関することでは、余裕教室を面積資源と考え、どのように教育の拡充や学校と地域の連携に活かしていくかといった観点から捉えていくことが必要であること、(5)改修、改築時の学習環境に関することでは、児童・生徒の学習環境への影響を考え、同じ学校で長期間工事が継続しないよう考慮する必要があること、(6)魅力ある市立高校づくりでは、トイレの改修を優先的に取り組むとともに、施設の老朽化対策が必要であるといった提言をいただいた。

4点目は、「習志野市学校施設再生計画(第2期計画)の進行管理について」で、(1)計画の進行管理に関することについては、教育環境や教育内容など、様々な変化に適切に対応すべく、適宜適切に見直しを図ることが重要であること、(2)学校施設再生計画を推進していくうえで継続して検討・協議する事項について、第1期計画からの引き続きの検討事項として、学校施設の適正規模・適正配置のほか、学区の見直し、地域と連携する施設、複合化、多機能化、小中一貫教育等の項目と、スライド資料24ページ記載の5項目について、学校施設再生計画を策定していく中で検討・協議をしていく。

今後は、検討専門委員会からの提言をもとに、教育委員会内部において第2期の計画案を策定し、教育委員会会議で協議していただくとともに、検討専門委員会に対しては、いただいた提言がどのように計画に反映されたかを報告していく予定である、と概要を説明

高橋委員

今まで何度も議論されているかもしれないが、谷津小学校の児童数の問題について、日本で一番多い小学校の児童数が1,400名程度だったと思うが、このままだと谷津小学校が日本一の児童数になる恐れがある。その1,400名の児童数の学校も、体育等で問題が起こり、新設校を作ることが決まっているようだ。谷津小学校の児童数に対しては、どのような対応をとるのか、と質問

村山学校教育部主幹

小学校の児童数の推計については、現在教育委員会では2024年度までの推計を行っている。その中で、児童数については全体で1,589名、学級数については普通学級が45学級、特別支援学級が3学級、合計48学級を見込んでいる。対応として、現在、新たに建設をしている谷津小学校については、普通教室が32教室ある。さらに、一時校舎を設置しており、そこには普通教室を15教室用意してある。その中で教室については対応が可能だと考えている。また、工事中グラウンドが使えない期間については近くにある谷津奏の杜公園を利用し、体育の授業等を実施している。最終的に2022年の4月にグラウンドを含めた全ての工事が完了するので、その後については新たなグラウンドで授業等を行っていくことになる。かなり児童数は多くなるが、この部分についてはきちんと学校運営が行えるよう取り組んでいる、と回答

小熊教育長

学校管理の部分での対応として、人事配置等、仮に最大規模になったときにどのような学校運営をしていくのか、と質問

本間学校教育課長

人事配置については、一昨年頃から2名の教頭を要望している。現在教頭が2名配置となったが、1名は企業派遣されているため、実際には1名の教頭で対応している。次年度以降、学校で勤務できる教頭を2名配置するよう、引き続き要望していく。また、学級数に応じた定数で教員が配置されるが、増置教員等で子どもたちの安心・安全を守っていけるような配置を、県に要望していく、と回答

小熊教育長

長い目で見たときに、最大規模になることもあるが将来的には逆に児童数が減ることも考えられる。現状、教育委員会としては人事配置も含めて最善策をとっていきたいということが基本的な考え方である。それでも様々な課題がでてくることは考えられるので、その都度対応していかなくてはならないというのが教育委員会としてのスタンスである。つまり、学校の規模がさらに大きくなると見込まれた時の対応をきちんと議論していかなくてはならないと認識している、と発言

赤澤委員

全体的な進行についてだが、だいたい5年ごとに1期、2期と進んでいると思うが、1期の時にもおそらく提言書が提出されたのではないかと思う。2期はそれも踏まえてどのような関係性になっているのかを聞きたい。1期はもう終わり、2期が進んでいくのか、それとも1期をベースとして2期が進んでいくのか、どういった計画で全体として進行していくのか。また、検討専門委員会から提言が提出されたとのことだが、この提言は今後どのように反映されていくのか、と質問

村山学校教育部主幹

検討専門委員会の中で、第1期計画でできたこと、できていないことの評価をし、第2期計画ではどのようなことに取り組みばいいかを提言としていただいております、第1期計画をもとにして第2期計画を作っていくことになる。第1期計画で課題として残った部分については、事業費の高騰や補助金の関係で一度計画の見直しを行い、トイレ改修を優先に行ったことにより一部先送りとした事業がある。これについては、第2期計画を作る上での課題と捉えている。また、適正規模・適正配置や小中一貫教育の関係についても第1期計画の中で検討していくこととなっていたが、結論が出ていない状況である。それについても第1期計画からの引き継ぎの課題ということで、第2期計画ではスケジュールを立て、しっかり行えるよう進行管理に取り組んでいきたいと考えている。2点目の、この提言をどのように活かしていくかということについては、第2期の学校施設再生計画の中で教育的な観点から施設をどうするのかということを定めていく必要がある。これについては提言の中で「教育にあった整備水準の方向性をきちんと決めていくことが重要である」といった意見をいただいているので、そういったものを定めていきたいと考えている。また、施設の整備計画については、全ての学校を改築するには費用が足りないという状況の中で、建築コストの削減等、様々なシミュレーションを行った中で実効性のある計画となるように取り組んでいきたいと考えている、と回答

赤澤委員

第1期計画で出された提言については、第1期内で完了したものは検討専門委員会に戻され、それを了解した上で第2期に移行するという段取りで進められ、積み残しのものについては第2期で継続されていくという解釈でよろしいか。第2期の最新のものだけを見れば、これまでの積み残しも理解できるということではよろしいか、と質問

村山学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

梓澤委員

資料を読むと、検討専門委員会の委員の中には厳しい意見を言っている方もいる。その一つの要因としては、スピード感ではないかと思う。特に第1期計画で先送りしたものについては、議論だけが進んで行動が伴わないといった危機感を抱いているような気がする。その点はいかがか、と質問

村山学校教育部主幹

学校施設の老朽化が進んでいく中で、スピード感というものは重要であると認識をしている。第2期計画を策定する中でスピード感を肝に銘じて取り組んでいきたいと考えている、と回答

梓澤委員

学校には公開研究会や入学式・卒業式等で訪れる機会が多いが、実際に施設がどうなっているかという点では、なかなか見る機会がない。実際に施設を見ることで、これから第2期計画に対して滞りなく意見を述べるができるようになると思うので、そのようなことも検討していただきたい、と要望

村山学校教育部主幹

今、要望されたことについて、取り組んでいく、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

報告事項(5) 谷津南小学校バス通学及び谷津小学校全面改築(建替え)工事の現状について (教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(5)の「谷津南小学校バス通学及び谷津小学校全面改築(建替え)工事の現状について」、説明する。谷津南小学校バス通学及び谷津小学校全面改築(建替え)の現状について、新年度となったので、教育委員会会議で、あらためて報告をするものである。

はじめに、谷津南小学校バス通学の現状だが、資料1.(1)に記載のとおりバス通学児童数については、1年生から6年生の合計が183人となっている。その183人の登校時の乗車予測を1.(2)に記載している。これについては、昨年度同様7時30分の乗車が多くなると予測されることから、平成31年度についてもその時間に臨時便を出して対応している。また、保護者への情報提供等を行い、乗車人数の平均化を図っていきたいと考えている。

1.(3)は下校時の乗車予測を記載している。通常日課については、表のとおりと考えている。火曜日などは、1年生から4年生の合計で114人の乗車となり、多くの乗車を見込んでいる。短縮日課等については、下校時刻に応じて臨時便を手配し対応している。

1.(4)臨時バスの状況については、先ほど説明したとおり登校時には7時30分、下校時にはその時間に合わせた臨時便を運行している。

最後に1.(5)となるが、年度当初のバス通学児童の見守りということで職員が現地に行き、バス通学の状況確認を行っている。年度当初や学期末、学期始めにはバス通学の現状を職員が確認している。

次に、谷津小学校全面改築事業(建替え)工事の現状についてだが、2.(3)に記載のとおり、現在、杭打ちの工事をしており、工程どおりに作業が進んでいる。全体計画概要及び計画の概要は記載のとおりで、今までと特に変更はない。2020年7月には校舎が完成し、2020年10月からは既存校舎の解体、その後グラウンド整備を行い、2022年3月末をもって事業完了予定となっている。

配置計画として資料を添付しているが、こちらについても昨年度からの変更はない。普通教室30教室、特別支援教室3教室、その他特別教室、学習室、放課後児童会室、4階の屋上にプールを配置している。

次に、登校時についてである。スライド資料において黄色で示しているマンションが谷津南小学校にバスで通学する区域となっている。バス停については奏の杜3丁目のバス停を利用し、谷津干潟バス停操車場で子どもたちが降りることとなっており、そこで降りた後、谷津南小学校まで歩いて向かうことになる。下校時については、谷津南小学校の前にあるバス停で乗車し、ルートが登校時と少し変わるが、谷津小学校の横、第一中学校の前を通り、奏の杜フォルテバス停で下車することになる。

写真は登校時の写真であり、新1年生がバス通学を始めた4月12日のものである。4月12日の状況として、やはり7時30分の便に子どもたちが多く乗っており、この日は合計で180名の子どもが乗車している。子どもたちを一行に並ばせ、黄色いベストを着た安全整理員が、子どもたちの乗車の整理や見守りを行っている。谷津干潟操車場で降車後も、安全整理員と一緒に

学校へ向かっている。

下校時については、学校敷地内に子どもたちが集まり、バスが来る時間になったら写真のとおりスペースに出てきて、バスが到着したら児童が順番に乗車していくという流れになる。下校時の降車場所においてもバスに同乗した安全整理員が見守りをする中で、子どもたちがそれぞれの家に帰っていくことになる。

続いて、谷津小学校全面改築工事の現状となるが、スライド資料8ページが完成イメージ図である。正面に見えているのが音楽室で、奥が校舎である。まず、工事が始まった平成30年12月28日の状況については、グラウンドに新校舎を建築する前の状況で、何もない状態となっている。1ヶ月後については杭打ち作業用の様々な重機が入ってきている。さらに1ヶ月後には、掘削作業や杭打ち作業が進められている。直近の平成31年3月28日についても、掘削や杭打ちが進められている。先ほども説明したが、工事については工程通り順調に進んでいる状況である。

以上、報告内容である、と概要を説明

高橋委員

谷津小学校について、これからの児童増に対応しているのはよくわかるが、教室はあるが体育等の運動面では苦しいのではないかと思う。今は谷津奏の杜公園を使用していると思うが、小学校外の場所を使わなければ子どもたちがしっかり運動するのは難しいと思う。小学校外の場所を使用することについて、確実に使用できるような約束等はあるのか、と質問

村山学校教育部主幹

工事期間中については、谷津奏の杜公園の多目的公園部分について全面的に借用しており、その中で体育等の授業を行っている。新しい校舎が完成した後については、グラウンドも新しくなり、その中で学校運営を行うが、運営が難しいということになれば、学校と事前に協議をする中で、今使用している谷津奏の杜公園の継続使用についても担当部局と協議し、学校運営に支障がないようにしたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

小熊教育長が

本間学校教育課長より訂正答弁したい旨の申し出があったため、これを認める、と発言

本間学校教育課長

先ほどの報告事項(4)の中で発言した、谷津小学校の人事配置について訂正する。増置教員の要望をしていくと言ったが、増置教員は学級数に応じて配置されるため、要望という形をとることができない。スクールサポートスタッフなど、別の形で対応することを検討していきたい、と発言

報告事項(8) 平成30年度習志野市学力調査結果概要について (総合教育センター)

笹生総合教育センター所長

報告事項(8)の「平成30年度習志野市学力調査結果概要について」、説明する。

この調査は、市単独事業の学力向上推進事業における「習志野市学力調査」であり、平成31年1月31日に市内公立の全小学校4年生及び全中学校1年生を対象に行ったものである。結果概要から、現時点での習志野市の傾向を説明する。

習志野市では、全市をあげて授業の質の向上に取り組んでいる。国語・算数・数学・英語の正答率の高さは、その成果の1つであると捉えられる。今回は、中学1年生が3年前に実施した国語と算数のデータと比較できるようにした。課題としては、小学校4年生では、国語において内容がよく伝わるように意見文を書くことに対して理解が低い傾向がある。算数においては、割り算の筆算に出てくる数字の意味を説明することができていなかった。これは昨年度同様である。また、平行四辺形の作図やひし形の対角線の性質などの図形の問題に苦手意識をもっていた。

中学校1年生では、国語において、全国と本市との正答率の比較において、正答率の上回り方が昨年度よりも小さくなっている。特に聞き取りに関する問題では、全国平均値を下回っている。数学においては、「関数」領域が弱く、反比例のグラフをかくことの正答率が低い傾向にある。英語は、対話の中で「where」を使って英文を書く問題では、正答率が25%だった。また、無回答率が23%となっている。

小学校中学校ともに、どの教科においても書くことに抵抗を感じている傾向があることから、日常の授業の中で考えを文章に書かせたり、要点をまとめて書かせたりするなど、意識的に書く機会を増やす必要がある。子どもたちには、主体性を持たせながらも、教えることはしっかりと教え、学びの土台作りが必要であるとする。指導課と総合教育センターの指導主事の学校訪問の際には、学校・学級の実態を踏まえた「わかる授業」の展開を目指し、学習に困難を感じている子どもたちへの具体的な支援の手立てについて、授業者とともに考えていく。

また、「習志野市学力向上推進委員会」が中心となり、今回の「習志野市学力調査」並びに4月18日に実施した「全国学力・学習状況調査」の分析方法や結果の活用について、小中学校教務主任研修や研究主任研修の際に情報提供を行ったり、各学校の授業改善の取り組みについて支援したりしていく、と概要を説明

赤澤委員

非常に興味深い結果であると思う。この結果から、書くことに抵抗を感じているなどの傾向が見られたとのことだが、理解したり説明したり、書くこと、表現することといった重要な部分が全国平均に対して低い傾向があるということだとすると、原因はどこにあるのか。全体的に全国平均より学力が低いのであれば仕方ない部分もあると思うが、一部が低い傾向が見られたということは何か全国と違うところがあるということか。こういった傾向が見られた原因をどのように解釈しているのか伺いたい、と質問

笹生総合教育センター所長

新学習指導要領に沿った学びを展開しようとするあまりに、今まで大事にしてきた書く場面が疎かになっているのではないかと考えられる。表現する場面においても、言葉だけではなく、書いて表現する場面もあるので、そういう場面も大切にしていかなければ今回のような結果が表れてくるのではないかと考えている。改善点については、自分の思いを文章で書いていくという場面を1時間の授業の中できちんと設けるようにしていきたいと考えている。授業の中で、書くという時に自分の考えをまとめる機会が少ないような授業が多いことが見受けられる。子どもが黒板をただ写すような授業が多いのではないかとすることも書く力の部分に影響があるかと思う、と回答

小熊教育長

委員の御指摘のとおり、書くことに抵抗を感じているという結果は我々も大きな課題だと捉えている。今の学習の中に課題となっている部分もあると考えられる。我々は、教員が板書をしっかりとできることが基本であり、さらに自分の考えをまとめなくてはならないということを常々言い、取り組んでいる。御指摘いただいた部分について、今後改善できるよう取り組んでいきたい、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は了承された。

報告事項(9) 習志野市立小学校及び中学校教職員の所有する自家用自動車の緊急使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について (学校教育課)

本間学校教育課長

報告(9)の「習志野市立小学校及び中学校教職員の所有する自家用自動車の緊急使用に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明する。

元号を定める政令が平成31年4月1日に公布されたことに伴い、習志野市立小学校及び中学校教職員の所有する自家用自動車の緊急使用に関する規程の一部を改正する訓令を制定する。

改正内容としては、本規程別記第1号様式「私有自家用車の児童・生徒にかかわる緊急使用に関する契約書」に「平成」が使用されていることから、これを削るものである。

なお、施行日は、元号を改める政令の施行の日としている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(9)は了承された。

議案第22号 習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について (社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第22号の「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について」、説明する。

生涯学習複合施設については、本年11月の開館を目指し、現在施設の整備工事を進めている。そのような中、3月に開催された平成31年習志野市議会第1回定例会において、本施設の設置管理に関する条例を上程し、可決をいただいた。その後、3月に市長から本施設に関する事務の執行に関する権限を教育委員会に委任したい旨の申し出があり、3月20日に行われた教育委員会第1回臨時会において承認をいただいたところである。それを含め、現在開館に向けた準備を進めており、今回施行規則を制定しようとするものである。

本施設のスケジュールだが、現在整備工事を進めており、8月末に北館と南館の工事が完了予定である。9月から10月にかけて現在の久保公民館と図書館の引越し、開館準備を進め、第1期のオープンということで、11月2日に新しい施設をオープンするという流れになっている。その後、北館別棟の図書館の一部リノベーション工事が残り、最終的には2020年7月に第2期オープンということで施設全部がオープンするというスケジュールである。

次に、施設の配置図について今一度紹介する。上側が大久保駅となるが、一番上に民間付帯施設ということでカフェや賃貸住宅を併設した施設が建つ。その下が北館ということで図書館や公民館、市民ホールが配置された施設になっている。その下が中央公園の野球場、さらにその下が中央公園のパークゴルフ場になっている。図の一番下については、今まで勤労会館だった部分を南館とし、中央公民館の調理室や多目的室、こどもスペース、また、体育館等が配置される施設となっている。今回の規則については、この全体の施設に関わる管理に関する事項を定めている。

本施設の運営体制としては、習志野市教育委員会と民間事業者である「習志野大久保未来プロジェクト株式会社」で業務分担しながら全施設を運営していく。図書館を除き、公民館・ホール・体育館・パークゴルフ場等の施設については、習志野大久保未来プロジェクトを指定管理者とし、運営・維持管理を構成される各社に依頼する予定となっている。

本規則は、3月議会で可決された「習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例」の制定に伴い、条例から委任されている管理に関する事項について制定するものである。併せて、条例の制定に伴い、一部改正を伴う規則があるので、その一部改正を附則で行うものである。規則内容の1つ目として、生涯学習複合施設を構成する各施設の管理等に関する事項を第2章から第8章にかけて定めている。内容の2つ目として、第2章中央公民館、第3章中央図書館、第5章中央公園体育館、第6章中央公園テニスコート、第7章中央公園パークゴルフ場に関しては、既に「習志野市公民館管理規則」、「習志野市立図書館運営規則」、「習志野市スポーツ施設管理規則」がそれぞれ制定されているため、今回定める規則において特別な事項はなく、管理については既存の規則に準じるという形で記載している。3つ目として、第4章「市民ホール」については市民会館の管理規則に規定されている内容を基本に、使用の手続きや遵守事項、禁止事項等を新たに定めている。こちらについては市民会館の設置管理条例が廃止になることを受けて、改めて本規則の中に定めることになっている。また、駐車場が新たに付帯設備としてできるので、第8章「駐車場」に駐車場の利用に関する規定を新たに定めている。内容の4つ目として、附則で関係する規則の一部改正を行っている。1つ目は「習志野市民会館管理規則」と「習志野市民会館組織規則」の廃止を行っている。2つ目は「習志野市教育委員会公印規則」について、大久保公民館が中央公民館、大久保図書館が中央図書館に変わることから改めている。また、市民会館の公印については削除している。3つ目に「習志野市教育機関組織規則」の一部改正で、今後、中央公民館が各公民館の総合調整役になるので、菊田公民館に位置付けられていた部分を中央公民館に改め、併せて指揮及び事業推進の役割を加えている。また、大久保図書館については中央図書館に改め、併せて指揮及び事業推進の役割を加えている。4つ目に「習志野市社会教育施設に勤務する職員の勤務時間等に関する規則」の一部改正で、開館日時の拡大に伴い、図書館職員の週休日の規定を変更している。図書館については夜8時まで開館することになる。5つ目に「習志野市立図書館運営規則」の一部改正で、大久保図書館長を中央図書館長に名前を改めている。内容の5つ目として、公民館、市民ホール、スポーツ施設の設備・備品について使用料を定めている。本事業については、「持続可能な文教住宅都市の実現」を基本理念に掲げており、生涯に渡り生涯学習施設を維持していくことを目的に使用料を定めている。併せて、設備・備品についても持続可能な生涯学習を進めていくという中で、有料にする方向で進めてきた。事務委任を受けた教育委員会としては、社会教育・生涯学習の推進を図るためにもサークルや利用者の負担という部分も考えていかなければならず、使用料の設定に当たっては利用者等の負担についても検討しながら進めてきた。そのような中、公民館で一般的に使用される、また、現在無料で貸し出しているマイクやピアノ等、サークル活動などの社会教育の活動に必要な備品についてはこれまで通り無料とし、更新費用は市で負担

していくこととしている。

この他、特殊な物品として今回備えるものがある。例を挙げると、テントやパラソル、音楽室にはドラムセットやキーボード等を設置していこうと考えている。このような特別な物については料金を負担していただき、今後の更新費用や維持メンテナンス費用に充てていきたいと考えている。これにより、公民館の利用にあたっては、新たに設備・備品について使用料をいただくこととしているが、特殊な物品を使用しなければ、これまで通り無料で利用できる。また、市民会館やスポーツ施設で現在も有料で使用していただいている設備・備品については今後も有料とし、原価や耐用年数による算定、近隣市の金額等を参考に料金を定めた。市民会館が市民ホールに変わることに伴い、料金としては現状の市民会館の料金の1.5倍の料金を上限に定める形で備品の料金についても定めている。新しい設備等もあり、算定すると本来はもう少し高い料金をいただかなくてはならないものもあるが、利用者のことを考え、これまでの料金の1.5倍を上限に定めた。スポーツ施設については近隣の状況を勘案しながら料金を定めた。今後施設の使用料金を負担していただき、設備・備品等についても負担していただくようになる。

先ほど報告(1)の中で委員より今後どのように施設利用者に理解を得ていくのかと質問があった。我々としては負担していただく部分については今後の持続可能な文教住宅都市の実現、また、生涯に渡って生涯学習施設を維持していくためにも、受益者負担の観点で負担をお願いせざるを得ないという状況である。ただ、負担していただく中で新しい設備をしっかりと利用していただき、その中で質の高いサービスを提供していくことが教育委員会に課せられた責務だと考えている。そのあたりをしっかりと捉えながら、生涯学習複合施設を運営していこうと考えている、と概要を説明

高橋委員

市民会館は入場料をいただくような催しはどれくらいあり、どのくらいの金額をいただいているのか把握しているか、と質問

長島菊田公民館長

現在、市民会館の利用は市の事業が多くあり、半数を占めている。それ以外の利用について、参加者から入場料をいただいているようなものは、昨年度は2件程度であったと記憶している。ほとんど入場料をいただく催し物はない。市民会館は習志野文化ホールと比べて施設が狭く、入場料をいただく事業自体があまり開催されていない、と回答

高橋委員

入場料をいただく催しがたくさんあれば、それらに関しては使用料を別立てで考えなくてはならないのではないかと思ったが、回答を聞く限りではその必要はあまりなさそうである、と発言

梓澤委員

市民会館と市民ホールの収容人数はそれぞれどれくらいなのか。また、負担が1.5倍になると主催者側の負担が大きくなるのではないか。市民会館より収容人数が減るというだけでも負担は増えると思うがそれはいかがか、と質問

藤原生涯学習部主幹

今現在の市民会館の収容人数は固定席で364席、移動席で36席、合わせて400席となっている。市民ホールは固定席で290席、移動席で34席、合わせて324席で、76席少なくなる。

先ほど菊田公民館長からの説明にもあったが、今現在市民会館は入場料をとるというよりも、参加する方々が参加費ということで一律500円等を会の中で集めて、使用料に充てて発表会を開催している状況が多く、今後利用料金が上がる中で、座席数が少なくなることに伴い、主催する団体の負担が増えてくる可能性は、実際にあると思う、と回答

梓澤委員

私もそのように思う。しっかりと主催者の負担を理解することが大事だと思う。規則の各条項を読むと、この施設は教育施設であるということが明確にわかると思う。再度確認になるが、市民ホールは教育施設であるという理解でよろしいか、と質問

藤原生涯学習部主幹

市民ホールについては、習志野文化ホールと同じ位置付けになり、芸術・文化等を振興していく施設である。ただ、所管としては市長事務部局の所管であり、運営に対する事務を教育委員会が委任を受けて行うことになっている。芸術・文化等を振興するという意味では教育という面もあるが、使用という面では習志野文化ホールのように様々な使用ができるようになっている、と回答

梓澤委員

市民ホールを使って政治的活動や物品販売等はできないという理解でよろしいか、と質問

藤原生涯学習部主幹

現在、市民会館においても政治的活動については目的外使用という中で使用していただいている。市民ホールは教育機関という位置付けではないため、市民ホールについても市民会館同様に政治的活動で使用していただくことは可能である、と回答

梓澤委員

明確な基準をきちんと設けていただきたい、と要望

藤原生涯学習部主幹

教育施設という部分と市民ホールという部分で若干違いもあるので、使用にあたっての区分等を別途、内規等で決めていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第22号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第25号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

本間学校教育課長

議案第25号の「習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

元号を改める政令が平成31年4月1日に公布されたことに伴い、習志野市立小学校及び中

学校の管理規則の一部を改正するものである。改正内容としては、第9号様式「組織編制報告書」中に「平成」が使用されていることから、これを削るものである。

施行期日は元号を改める政令の施行の日としている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

＜報告事項(6)及び(7)並びに議案第18号ないし議案第21号、議案第23号、議案第24号及び議案第26号については非公開。

ただし、議案第19号、議案第21号、議案第23号及び議案第26号については、令和元年5月31日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(6) 臨時代理の報告について

(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

(教育総務課)

天田学校教育部次長

臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)、概要を説明

報告事項(6)は了承された。

報告事項(7) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について

(指導課)

蓮指導課長

秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、概要を説明

報告事項(7)は了承された。

議案第18号 平成31(2019)年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

(教育総務課)

中野教育総務課長

平成31(2019)年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第18号は原案どおり可決された。

議案第19号 平成31(2019)年度教育費予算案(6月補正)について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第19号「平成31(2019)年度教育費予算案(6月補正)について」、説明する。

今回、提案する議案については、平成31(2019)年度6月補正予算として、教育委員会会議で議決をいただいた後、市長に申し入れを行うものである。

「平成31(2019)年度教育費予算案(6月補正)説明書」に記載の(1)歳出概要及び財源内訳について、1番「高等学校管理運営費」は、申入れ額694万1千円で、習志野高校の普通教室に保護者負担で設置されている空調機器について、光熱水費を含む委託料の総額を市の予算で負担するものである。財源については、全額一般財源となっている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第19号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第20号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

(社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

習志野市史編さん委員会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第20号は原案どおり可決された。

議案第21号 習志野市有害図書規制に関する条例を廃止する条例の制定について

(社会教育課)

吉岡生涯学習部副参事

本条例は、有害図書を販売する自動販売機がいたるところに設置され、青少年に悪影響を及ぼす環境が散見されたことを受け、昭和52年3月31日に青少年の健全な育成を図ることを目的に制定された。

その後、習志野警察署や関係団体の協力により、自動販売機は撤去されるとともに、書店等の販売方法も遵守されてきた。このような状況から、近年では、有害図書に指定する図書もなくなっている状況である。

そこで、平成27年度より、本条例の在り方について検討を重ねてきた結果、平成30年度に開催された青少年有害図書審議会において、本条例の制定当初の目的は十分達成されているとの見解を得たことから本条例を廃止するものである。

なお、条例廃止後における審議機関としては、習志野市青少年問題協議会において有害図書のみならずインターネット関連についても広く審議していく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第23号 指定管理者の指定について(習志野市生涯学習複合施設)

(社会教育課)

藤原生涯学習部主幹

議案第23号については、習志野市生涯学習複合施設の指定管理者の指定について、教育委員会会議で議決をいただき、市長に申し入れるものである。

生涯学習複合施設については、PFI事業契約により進められている、大久保地区公共施設再生事業にて整備・運営され、市と民間事業者で役割を分担し、今後運営していくものであるが、この中で、民間事業者が公民館の諸室の貸出の決定や利用料金の徴収など、公権力の行使を与えるために、今回、指定管理者制度を導入し、運営していくものである。

内容としては、本PFI事業契約者の相手方である「習志野大久保未来プロジェクト株式会社」を指定管理者として指定しようとするものである。選定理由としては、大久保地区公共施設再生事業に関わる施設の整備及び維持管理運営を目的とするPFI事業契約の相手方であることから、当該事業により整備された当該施設の指定管理者の候補者として選定した、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第24号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

三橋生涯スポーツ課長

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第24号は原案どおり可決された。

議案第26号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第26号は「習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について」である。本議案は、公民館、スポーツ施設等の使用料等を改正することについて、市長に申し入れるものである。

概要を述べると、この度の主な改正内容は2点ある。1点目は、本年10月1日からの消費税率改定に伴うもの、2点目は、3年ごとに使用料等の定期的な見直しを実施する市の方針に基づくものである。10月1日と来年4月1日の2つの改正が設けられるということである。

なお、使用料等の積算については、市で持っている積算基準に基づいて計算しており、基本的には施設もしくは事業を構成する人件費、物件費、維持補修費、減価償却費、施設管理費等となっており、これについて受益者負担分の金額を計算するものである。なお、使用料が上がるとしても、最大でも現行の金額の1.5倍が改定の上限となっている。

1点目は、消費税率改定に伴う改正である。「習志野市使用料条例」の新旧対照表から一例を挙げると、生涯学習地区センターゆうゆう館の「集会室」の使用料が、「720円」から「730円」に10円の増額となる。以下、この使用料条例に規定されている各公民館、鹿野山少年自然の家、富士吉田青年の家等に係る使用料が改定の対象となる。

また、「習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」の新旧対照表であるが、この

条例に規定されている体育館等のスポーツ施設に係る使用料が、消費税率の増分の増額となる。基本的には、全ての使用料が消費税の影響を受けるため、改定される。

なお、文化ホールについては、「習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例」上、外税で使用料の計算をしていることから、今回の条例の改正には含まれていない。

続いて、資料24ページは、先ほど2点目として述べた、3年に一度の使用料の定期見直しに係るものである。新旧対照表の現行欄は、消費税の増額に伴う改正を反映した金額が入っている。右側の改正後の欄には、来年4月1日からの定期見直しによる金額が入っている。ほぼ全ての施設区分において、市の積算基準に基づいた積算の結果、増額している。なお、減額となる部分は、菊田公民館、新習志野公民館に設置されている陶芸窯や鹿野山少年自然の家の使用料などがある。一例を挙げると、菊田公民館の陶芸窯の使用料は、2,100円から1,230円に減額となっている。

この他、スポーツ施設等については、指定管理者の更新時期に使用料等の見直しを行うため、今回の定期見直しの中には含まれない。

今後のスケジュールとしては、6月の市議会に議案を上程し、議決をいただいた後に、消費税改定に伴う改正については、本年10月1日から、3年ごとの見直しに伴う改正については、来年4月1日から施行する、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

小熊教育長が

平成31年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言